



給水管の凍結・破損防止のための 工事費用を一部助成します



今年1月の寒波では、給水管の凍結・破損が多数発生し、その被害の多くは地上や屋外にある「露出配管」で見られました。

市では今後、寒波での凍結被害が出ないように、給水管更新などの工事費用を一部助成します。



対象となる人

市と給水契約をしている所有者または使用者(官公庁は対象外)



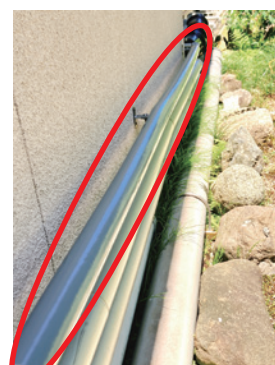
対象となるための要件

- ・ 令和5年8月7日以降に工事に着手したもの
 - ・ 宅内の保温材設置工事および老朽化した露出配管の更新工事であること
 - ・ 市の指定を受けた給水装置工事事業者が行った工事であること(個人での工事は対象外)
- ※床下埋設管や電気温水器、給湯器は対象外です。

イメージ写真



保護カバーなし



保護カバーあり



助成金額

対象となる工事にかかった費用の2分の1

※消費税および地方消費税含む。100円未満は切り捨て。

【上限額】

- ・ 量水器の口径13ミリまたは20ミリ 上限5万円
- ・ 量水器の口径25ミリ以上 上限10万円

※助成は、期間中、1物件に対し1回限りです。

※予算の範囲内で助成します。予算の上限に達したときは、助成が受けられない可能性があります。



申請の手続き

工事の着手前に、「七尾市給水管凍結防止対策費助成金交付申請書」を提出してください。

※詳細は、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

申請期間：8月7日(月)～令和8年2月27日(金)

<提出先・お問い合わせ先>

〒926-8611 袖ヶ江町イ部25番地(七尾市役所本庁舎1階)

問 上下水道課 ☎53-8432

